

「山鹿４種のお酒」PR事業業務委託プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 業務の目的

山鹿市は、日本酒・ワイン・ウイスキー・クラフトビールの４種の酒造所が揃う、全国的にも稀なエリアであり、山鹿市と熊本県鹿本地域振興局は、行政、各酒造所、商工・観光団体など多様な関係者が一体となって、山鹿の４種のお酒を通して、山鹿の食や文化、癒しが堪能できる地域づくりを目指す「山鹿４種のお酒プロジェクト」を進めている。

同プロジェクトにおいて、令和６年度から情報発信やイベントの開催などに取り組んでいるが、認知度が高いとは言えない状況がある。

そういった状況を踏まえ、本業務は、山鹿の観光・物産のコンテンツとして「山鹿４種のお酒」の魅力を効果的に発信し、認知度を向上させることで、「山鹿４種のお酒」を切り口とした新たな観光客の開拓、滞在時間の延長、回遊性の向上、観光消費額の増大を図り、山鹿の賑わいづくりにつなげることを目的とする。

(2) 業務内容

別添「「山鹿４種のお酒」PR事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和９年（２０２７年）３月８日（月）まで

(4) 契約限度額

１，６００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記の金額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。

2 参加資格等

参加申込みをするに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たした者とする。

(1) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立てを行った又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(2) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続き開始の申立てを行った又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(3) 参加申込書を提出する時点において、熊本県の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち、業務区分が「業務委託」に登録されている者であること。

※ 入札参加資格を有しないものは、令和８年（２０２６年）１０月２９日（木）１５時までに新規申請を行うこと。（問い合わせ先：熊本県出納局管理調達課）

(4) 参加申込み及び企画提案書提出の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指

名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止期間中でないこと。

- （５）暴力団または暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下でないこと。
- （６）都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。

3 委託業者の決定方法

応募者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションをもとに、契約候補者を決定し、契約に関する協議が整った後、委託契約を締結するものとする。

4 参加手続き等

- （１）プロポーザルに参加を希望する者は参加表明書（様式第１号）を期限までに提出すること。

①提出期限 令和８年（２０２６年）１１月９日（月）１７時必着

②提出方法 持参、郵送（配達証明に限る）、メールのいずれかにて提出
（持参以外の場合は、提出後、必ず確認の電話をすること）

③提出先 熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課 担当：北原
〒861-0594 熊本県山鹿市山鹿１０２６－３
TEL：0968-44-2131 FAX：0968-44-0929
Email：kitahara-h-db@pref.kumamoto.lg.jp

- （２）参加表明書の提出がない者については、本プロポーザルへの参加の意思がないものとみなす。

5 質問と回答

本業務委託に関する質疑は、質問書（様式第２号）により行う。

- （１）提出期限 令和８年（２０２６年）１０月３０日（金）１７時必着

（２）提出方法 メールにて提出
（メール送付後、必ず確認の電話をすること）

- （３）提出先 ４（１）③に同じ。

- （４）回 答 令和８年（２０２６年）１１月５日（木）までに熊本県県北広域本部鹿本地域振興局のホームページに掲載することをもって回答とする。なお、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした事業者のみに回答する。

6 企画提案書等の提出

- （１）提出書類

①企画提案書表紙（様式第３号）

②企画書（様式自由、A４版カラー両面印刷）

※以下（ア）～（オ）の項目について、仕様書に基づき、具体的な取組内容、実施方法、体制、スケジュール等を盛り込んで作成すること。

（ア）企画提案内容

仕様書を確認の上作成すること。

(イ) 実施体制

①体制図、②本業務の責任者（主な業務経歴・その他参考事項）、③主な外部関連団体について記入すること。

(ウ) 業務行程表

契約から完了までのスケジュールについて、県との契約締結に向けた協議期間を含め、関係先との協議や調整、必要とされる許認可等の手続き、PR事業の実施、業務完了報告書の作成など、業務の一連の流れが分かるように記入すること。

(エ) 見積書

見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、仕様の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳及び積算根拠が分かるように記載すること。（1か月以内に積算したもの）

消費税及び地方消費税の金額を算出し、上記と併せて合計金額を記載すること。

(オ) 会社概要

会社の概要を記入すること。（会社パンフレット等に代えても可）

その他、当事業と類似する過去の事業実施実績があれば添付すること。

③事業者の取組に関する申出書（様式第4号）

(2) 提出部数 5部

(3) 提出期限 令和8年（2026年）11月12日（木）正午必着

(4) 提出方法 持参又は郵送（配達証明に限る）

(5) 提出先 4（1）③に同じ。

(6) 企画提案書を無効とする場合

以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。

- ・ 提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- ・ 募集要領に示された条件に著しく適合しないもの
- ・ 参加表明書又は提案書に虚偽の内容が記載されたもの
- ・ 審査員又は関係者に企画提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合

(7) 提出された企画提案書の取扱い

- ・ 提案書は返却しない。
- ・ 県は、提案書の審査及び説明のために、写しを作成し使用することができる。
- ・ 提案書は熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある。

7 審査会

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、審査員は、熊本県職員の中から、業務の関連又は業務実績を考慮して4名程度を選出する。

8 審査方法

別途審査会を設置し、6（1）の提出書類及びプレゼンテーションをもとに、次のとおり行う。
プレゼンテーション

日時：令和8年（2026年）11月16日（月）（時間については別途連絡）

※1社あたり25分（プレゼンテーション：15分、質問：10分）

場所：熊本県県北広域本部鹿本地域振興局2階局議室

次の事項について、別に定める審査要領に基づきプレゼンテーションを行い、契約候補者を決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合、契約候補者を決定しない。

【審査基準（配点）】

分類	評価項目	配点
内容の理解	・ 事業目的及び業務内容を十分に理解し、仕様書の内容に沿った提案となっているか。	5点
企画内容	・ 提案内容は、具体的でわかりやすく、実現の可能性があるものか。	10点
	・ 他の提案者にはない独自性や工夫があるか。	15点
	・ 「山鹿4種のお酒」が観光等のコンテンツとして認知度向上につながり、定着するような具体的な内容となっているか。	20点
	・ 業務の目的に掲げる、山鹿市への誘客や山鹿市の産業振興等につながる内容となっているか。	20点
業務遂行能力・実施体制	・ 本業務の実施に必要なノウハウを有しているか。	5点
	・ 本業務を実施するために必要な体制となっているか。（必要な人員、技術、役割分担、責任体制等）	5点
	・ 業務スケジュールが計画的であり、事業実施が可能な内容となっているか。	5点
	・ 類似する事業の実績を有しているか。	5点
見積額の妥当性	・ 提案内容に見合った見積額となっているか。内容は適正であるか。	5点
加点項目 （事業者の取組 ：公告日現在）	・ 熊本県ブライト企業の認定を受けている。	1項目該当 → 1点
	・ 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）がある。	
	・ 協力雇用主登録制度に登録している。	
	・ 事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある。	2項目該当 → 3点
	・ 熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録している。	3項目以上 → 5点
	・ 熊本県SDGs登録制度に登録している。	

	・ パートナースhip構築宣言に登録している。	
--	-------------------------	--

(100 点満点)

9 費用負担

本プロポーザルに係る費用は、全て提案者の負担とする。

10 結果の通知

本企画プロポーザルの結果は、採用・不採用に関わらず、後日、メールで通知する。

11 スケジュール

日 程	内 容
10月29日(木) 15時	入札参加資格の新規申請提出期限
10月30日(金) 17時	質問書提出期限
11月 5日(木)	質問書に対する回答公表(県HP掲載)
11月 9日(月) 17時	参加表明書提出期限
11月12日(木) 正午	企画提案書提出期限
11月16日(月)	プレゼンテーション
11月17日(火)(予定)	業務委託事業者の決定
11月30日(月)(予定)	業務委託契約の締結

※ 選定された業者には、委託業務内容の細部について調整を行った上、改めて見積書の提出を求め、委託契約を締結する。

12 その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。
- (2) プロポーザルの参加者が1者であってもプレゼンテーションは実施する。
- (3) 契約候補者が、必要な契約条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。
- (4) 契約の相手方は、指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額の納付が必要となる。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を提出したときに返還する。
- (5) 次のいずれかの事項に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。
 - ① 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証券を提出したとき。
 - ② 契約の相手方が過去2年間の間に国または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したと証する書類を提出したとき。
- (6) 本書において、不明な点がある場合は、末尾問い合わせまで確認すること。

- (7)(6)の問い合わせ等により、全参加表明者に連絡しないと審査の公平性が担保できない回答については、全参加表明者に連絡を行う。(企画提案書提出期限まで)
- (8) 提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (9) 提出される全ての資料は、受託事業者の特定以外の目的では使用しない。
- (10) 委託者の都合により、採用された企画内容について、提案者と協議の上補正を行う場合がある。
- (11) 審査結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- (12) 提出された企画提案書等を受理した後、提案者による加筆及び修正は認めない。
- (13) 契約候補者の決定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合、企画提案を無効とする。

【本件に関する問い合わせ】

熊本県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課 担当：北原
〒861-0594 熊本県山鹿市山鹿1026-3
TEL：0968-44-2131 FAX：0968-44-0929
Email：kitahara-h-db@pref.kumamoto.lg.jp